

愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 9月28日火曜日 第1596号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県漁業調整規則の一部を改正する規則..... 967

告 示

新たに生じた土地の確認（城辺町）..... 967

字の区域の変更（ " ）..... 968

化製場等に関する法律に基づく地域の指定の一部改正..... 968

愛媛県建設業者提出書類閲覧所の設置の一部改正..... 968

道路の区域変更（県道坊屋敷小田線）..... 968

道路の供用開始（ " ）..... 968

開発行為に関する工事の完了..... 968

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等の一部改正..... 969

公 告

愛媛県職員の給与及び定員の実態の公表..... 969

雑 報

公示送達..... 977

規 則

○愛媛県規則第50号

愛媛県漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 9月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県漁業調整規則の一部を改正する規則

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第41条の表1の項禁止区域の欄1の力及びキ中「越智郡弓削町」を「越智郡上島町」に改め、同項同欄1のク中「越智郡岩城村」を「越智郡上島町」に改め、同項同欄1のケからスまでの規定中「越智郡弓削町」を「越智郡上島町」に改め、同項同欄2中「越智郡岩城村」を「越智郡上島町」に、「同郡弓削町」を「同郡上島町」に改め、同項同欄3中「越智郡魚島村」を「越智郡上島町」に改め、同表2の項同欄1のウ及びエ中「越智郡魚島村」を「越智郡上島町」に改め、同項同欄2の工中「越智郡岩城村」を「越智郡上島町」に改め、同項同欄2のオからキまでの規定中「越智郡弓削町」を「越智郡上島町」に改め、同項同欄3中「越智郡魚島村」を「越智郡上島町」に改め、同項同欄4中「越智郡弓削町」を「越智郡上島町」に改め、同表3の項同欄1のク及びケ中「越智郡岩城村」を「越智郡上島町」に改め、同項同欄1のク中「越智郡岩城村」を「越智郡上島町」に、「同郡魚島村」を「同町」に改め、同項同欄1のサ中「越智郡岩城村」を「越智郡上島町」に、「同郡魚島村」を「同町」に改め、同項同欄1のシからソまでの規定中「越智郡弓削町」を「越智郡上

島町」に改め、同項同欄2中「越智郡魚島村」を「越智郡上島町」に改め、同項同欄3中「越智郡弓削町」を「越智郡上島町」に改め、同表4の項同欄1のケ中「同郡魚島村」を「同郡上島町」に改め、同項同欄1のク中「越智郡岩城村」を「越智郡上島町」に改め、同項同欄1のサ中「越智郡岩城村」を「越智郡上島町」に、「同郡魚島村」を「同町」に改め、同項同欄1のシ中「越智郡魚島村」を「越智郡上島町」に改め、同項同欄1のス及び同項同欄4中「越智郡弓削町」を「越智郡上島町」に改め、同項同欄5及び同表5の項同欄1のウからオまでの規定中「越智郡魚島村」を「越智郡上島町」に改め、同項同欄1のセ中「越智郡岩城村」を「越智郡上島町」に改め、同項同欄1のソ中「越智郡弓削町」を「越智郡上島町」に、「同郡魚島村」を「同町」に改め、同項同欄1のタ中「越智郡弓削町」を「越智郡上島町」に改め、同項同欄3中「越智郡魚島村」を「越智郡上島町」に改め、同表同欄4中「越智郡弓削町」を「越智郡上島町」に改め、同項同欄21中「南宇和郡内海村」を「南宇和郡愛南町」に改め、「同郡御荘町」、「同郡西海町」及び「同郡城辺町」を削り、同項同欄25中「南宇和郡内海村」を「南宇和郡愛南町」に改め、同項同欄26中「南宇和郡西海町」を「南宇和郡愛南町」に、「同郡内海村」を「同町」に改め、同項同欄27及び28中「南宇和郡西海町」を「南宇和郡愛南町」に改める。

第42条の表小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種漁業4月1日から6月30日までの項禁止区域の欄2中「越智郡魚島村」を「越智郡上島町」に改める。

第46条の表1の項(5)中「南宇和郡内海村」を「南宇和郡愛南町」に、「同郡西海町」を「同町」に改める。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第2007号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、城辺町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は城辺町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年 9月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
城辺町深浦216の1、216の2、218、219の1、220の1、221の1、223、229、230、232、240、241の1、241の2、249の2、251、252の1、252の2、254から256まで、257の1、257の2、1264の1、1264の2及び1264の3の地先	6 298 29

○愛媛県告示第2008号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、城辺町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年 9月28日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
深浦	城辺町深浦216の1、216の2、218、219の1、220の1、221の1、223、229、230、232、240、241の1、241の2、249の2、251、252の1、252の2、254から256まで、257の1、257の2、1264の1、1264の2及び1264の3の地先公有水面埋立地		6,298.29

○愛媛県告示第2009号

化製場等に関する法律に基づく地域の指定（昭和59年9月

○愛媛県告示第2011号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 9月28日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
県道	坊屋敷小田線	喜多郡内子町大瀬南5625番4から 同町大瀬南5103番2まで	旧	メートル 4.6～14.8	キロメートル 0.189	
			新	4.6～14.8 9.3～26.8	0.189 0.142	
"	"	喜多郡内子町大瀬南5103番2から 同町大瀬南5609番まで	旧	5.2～10.3	0.057	
			新	5.2～10.3 6.9～9.8	0.057 0.041	

○愛媛県告示第2012号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 9月28日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	坊屋敷小田線	喜多郡内子町大瀬南5625番4から 同町大瀬南5103番2まで	平成16年 9月28日
"	"	喜多郡内子町大瀬南5103番2から 同町大瀬南5609番まで	"

○愛媛県告示第2013号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年 9月28日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県告示第1184号)の一部を次のように改正し、平成16年10月1日から施行する。

平成16年 9月28日

愛媛県知事 加戸守行

表御荘町の項を次のように改める。

愛南町	御荘平城
-----	------

○愛媛県告示第2010号

愛媛県建設業者提出書類閲覧所の設置（昭和47年3月愛媛県告示第291号）の一部を次のように改正し、平成16年10月1日から施行する。

平成16年 9月28日

愛媛県知事 加戸守行

表位置の欄中「御荘町」を「愛南町」に改める。

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
16松局伊土検(開)第32号 平成16年9月15日	伊予郡松前町大字永田497番、498番1、499番4、499番5、499番6、500番3、500番4及び500番5	松山市祝谷五丁目2番14号 松山バイオニア石油株式会社 代表取締役 稲 田 直 美
16西局建(開)第11号 平成16年9月16日	西条市飯岡字笠二谷1551番1、1551番4、1551番5並びに同市飯岡字北山1547番2、1548番8、1548番9、1548番10及び1548番11	西条市天神1番地108 浅 野 修 司
16西局丹土(開)第10号 平成16年9月16日	周桑郡小松町大字新屋数字三ノ坪甲1052番1、甲1053番、甲1054番、甲1149番1、甲1149番2、甲1149番8、甲1149番9、甲1151番1、甲1152番1、甲1142番3、甲1143番5及び甲1143番6	松山市朝生田町一丁目9番3号 有限会社 善 代表取締役 陳 敬 子

○愛媛県告示第2014号

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等(昭和48年9月愛媛県告示第822号)の一部を次のように改正し、平成16年10月1日から施行する。

平成16年9月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

三の項(一)の表(16)の項を次のように改める。

(16) 株式会社西日本シティ銀行 | 福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号 |

三の項(二)1の表名称の欄及び同項(二)2中「西日本銀行」を「西日本シティ銀行」に改める。

公 告

○公 告

愛媛県職員の給与及び定員の実態を次のとおり公表します。

平成16年9月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 給 与 水 準

県職員の給与水準は、ラスパイレス指数で表されますが、本県の平成15年度におけるラスパイレス指数は、102.2です。

ラスパイレス指数とは、各地方公共団体の学歴別・経験年数別の職員数が国家公務員のそれと同じであると仮定し、その職員数に各地方公共団体の平均給料月額を乗じて得られる給料総額が国家公務員の給料総額に対してどのような割合になるかを示す指数ですが、上記の本県ラスパイレス指数は、本県の一般行政職の給与水準を、国家公務員の行政職俸給表(一)適用者のそれを100として比較したものです。

2 人 件 費 の 状 況

人件費には、一般職の職員(警察関係職員、教育関係職員及び一般行政関係職員をいう。以下同じ。)に支給する給与と、特別職の職員に支給する知事等特別職の給与、議員の報酬及び期末手当並びに委員等報酬のほか、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれています。

平成15年度における普通会計の決算による人件費の状況は、次の表のとおりです。

区 分	住民基本台帳人口 (平成15年度末)	歳 出 額 (A)	実 質 収 支	人 件 費 (B)	人 件 費 率 (B/A)	平成14年度 の人件費率
15年度	1,496,929 人	635,577,296 千円	26,929 千円	191,098,746 千円	30.1 %	27.9 %

3 職員給与費の状況

職員給与費とは、人件費のうち、一般職の職員に対して支給される給料及び扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は含まれていません。

平成16年度6月議会の補正後の歳出予算における職員給与費の状況は、次の表のとおりです。

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 (B)	
16年度	21,365 人	95,682,593 千円	16,937,242 千円	38,806,094 千円	151,425,929 千円	7,088 千円

注 職員数及び給与費は、平成16年度予算(6月補正後)に計上された数値であり、職員数は、4及び11に掲げる数(平成16年4月1日現在の実職員数)とは一致しません。

4 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

本県では、行政職給料表、公安職給料表、中学校・小学校教育職員給料表、高等学校等教育職員給料表など9種類の給料表を国に準じて定めているほか、技能労務職員の給料表を定めています。

平成16年4月1日現在における職員数(企業会計関係職員2,149人は、含みません。)は、21,117人です。

このうち、代表的な職種である一般行政職(行政職給料表適用者のうち、税務事務に従事する職員、船員並びに愛媛県立保育専門学校及び愛媛県立歯科技術専門学校において教育業務に従事する職員(以下「税務職員等」という。)を除いた職員をいう。以下同じ。)4,661人(22.1パーセント)、公安職2,311人(10.9パーセント)、中学校・小学校教育職8,520人(40.3パーセント)、高等学校教育職3,031人(14.4パーセント)及び技能労務職548人(2.6パーセント)の職員の平均給料月額及び平均年齢の状況は、次の表のとおりです。

区 分	一 般 行 政 職 〔行政職給料表適用者(税務職員等を除く。)]		公 安 職 〔公安職給料表適用者〕		中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職 〔中学校・小学校教育職員給料表適用者〕		高 等 学 校 教 育 職 〔高等学校等教育職員給料表適用者〕		技 能 労 務 職 〔技能労務職に係る給料表適用者〕	
	平 均 給 料 月 額	平 均 年 齢	平 均 給 料 月 額	平 均 年 齢	平 均 給 料 月 額	平 均 年 齢	平 均 給 料 月 額	平 均 年 齢	平 均 給 料 月 額	平 均 年 齢
愛 媛 県	359,241 円	42歳 3月	367,174 円	41歳 11月	384,789 円	41歳 5月	371,227 円	40歳 11月	319,150 円	44歳 2月

注 平均給料月額は、単純平均したものであり、学歴、経験年数、職位等の要素は、考慮に入れていません。

5 職員の初任給の状況

平成16年4月1日現在における一般行政職、公安職、中学校・小学校教育職及び高等学校教育職の職員の初任給を国のそれと比較した状況は、次の表のとおりです。

区 分	愛 媛 県		国		
	決 定 初 任 給	採 用 2 年 経 過 日 給 料 月 額	初 任 給	採 用 2 年 経 過 日 給 料 月 額	
一 般 行 政 職	大 学 卒	170,700 円	184,400 円	I種 179,800 円	198,600 円
				II種 170,700 円	184,400 円
	高 校 卒	138,800 円	148,500 円	III種 138,800 円	148,500 円
公 安 職	大 学 卒	198,500 円	214,700 円	198,500 円	214,700 円
	高 校 卒	156,700 円	177,400 円	156,700 円	177,400 円
中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職	大 学 卒	198,744 円	213,200 円	198,744 円	213,200 円

高等学校 教育職	大学卒	198,744 円	213,200 円	198,744 円	213,200 円
-------------	-----	-----------	-----------	-----------	-----------

注 国の中学校・小学校教育職及び高等学校教育職については、平成16年4月1日に国立大学等が法人化されたことにより対象職員はいません。

6 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

経験年数とは、おおむね次のとおりです。

- (1) 学歴取得後直ちに本県へ就職した者 県職員として在職した年数
- (2) 学歴取得後無職の期間又は他へ就職していた期間を経て本県へ就職した者 無職の期間の4分の1及び他へ就職していた期間のおおむね10分の8の期間と県職員として在職した期間とを合算した年数

平成16年4月1日現在における一般行政職、公安職、中学校・小学校教育職、高等学校教育職及び技能労務職の職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況は、次の表のとおりです。

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一 般 行 政 職	大 学 卒	277,712 円	344,050 円	394,288 円
	高 校 卒	215,344 円	278,409 円	338,860 円
公 安 職	大 学 卒	292,074 円	365,424 円	411,529 円
	高 校 卒	245,783 円	307,575 円	373,483 円
中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職	大 学 卒	311,108 円	371,670 円	407,065 円
高 等 学 校 教 育 職	大 学 卒	320,245 円	375,552 円	412,374 円
技 能 労 務 職	高 校 卒	201,144 円	242,707 円	277,200 円

7 一般行政職の級別職員数の状況

本県における一般行政職の職員に適用される行政職給料表は、職務により1級から11級までの11区分に分かれており、これらは、国の行政職俸給表(一)の区分と同じです。

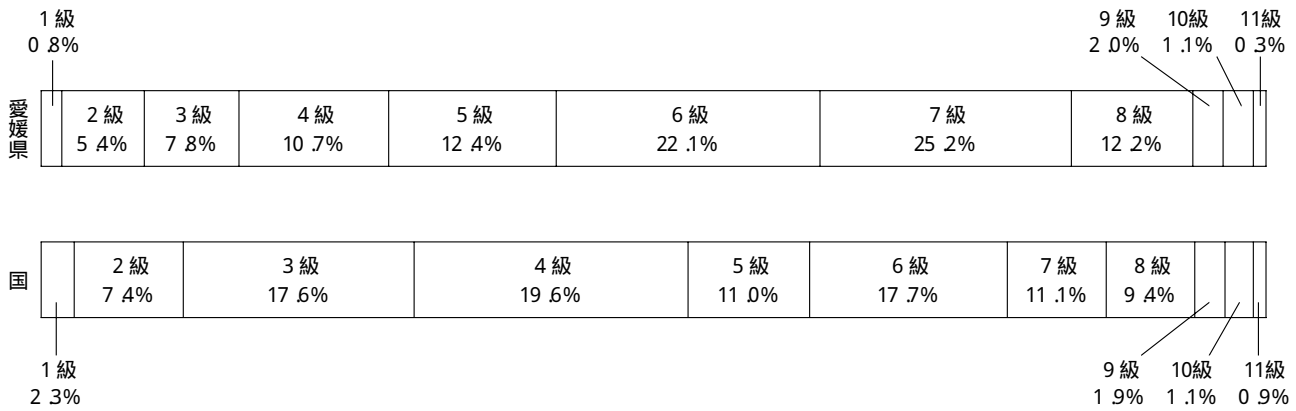
平成16年4月1日現在における級別職員数とその構成比は、次の表のとおりです。

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級	計
標準的な職務の内容	主事 技師	主事 技師	主事 技師	主査	係長	専門員	課長 補佐	課長	参事	局長	部長	
職員数	人 36 (0)	人 251 (0)	人 363 (6)	人 499 (0)	人 580 (0)	人 1,029 (0)	人 1,173 (0)	人 569 (0)	人 93 (0)	人 52 (0)	人 16 (0)	人 4,661 (6)
構成比	% 0.8 (0)	% 5.4 (0)	% 7.8 (100.0)	% 10.7 (0)	% 12.4 (0)	% 22.1 (0)	% 25.2 (0)	% 12.2 (0)	% 2.0 (0)	% 1.1 (0)	% 0.3 (0)	% 100.0 (100.0)
1年前の 構成比	% 0.8 (0)	% 6.3 (0)	% 7.3 (100.0)	% 12.1 (0)	% 11.9 (0)	% 22.3 (0)	% 24.3 (0)	% 12.0 (0)	% 1.6 (0)	% 1.1 (0)	% 0.3 (0)	% 100.0 (100.0)
5年前の 構成比	% 1.0	% 6.0	% 12.0	% 12.1	% 11.5	% 24.2	% 18.9	% 11.3	% 1.6	% 1.1	% 0.3	% 100.0

注1 標準的な職務の内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

2 ()内は、再任用短時間勤務職員数とその構成比であり、外書きです。

本県の状況を国と比較して図示すると、次のとおりです。



8 昇給期間短縮の状況

55歳未満の職員は、12月ないし24月の期間を良好な成績で勤務すれば、昇給できるようになっていますが、勤務成績が特に優秀な職員、良好な成績で多年勤続し退職する職員等については、国に準じて、その期間を短縮して昇給できるようになっており、これを特別昇給といいます。

また、新たに採用された職員についても、国に準じて、一定の条件を設けて昇給期間を短縮しています。

これらの昇給期間短縮の実施状況は、次の表のとおりです。

区 分		一般行政職	公 安 職	中学校・小 学校教育職	高等 学 校 教 育 職	技能労務職	計
15 年 度	職 員 数 (A)	4,691 人	2,269 人	8,643 人	3,083 人	575 人	19,261 人
	成 績 特 昇 (B)	703 人	340 人	1,296 人	462 人	86 人	2,887 人
	比 率 (B / A)	15.0 %	15.0 %	15.0 %	15.0 %	15.0 %	15.0 %
	退 職 時 特 昇 (C)	88 人	59 人	162 人	105 人	24 人	438 人
	比 率 (C / A)	1.9 %	2.6 %	1.9 %	3.4 %	4.2 %	2.3 %
	初 任 給 短 縮 (D)	94 人	158 人	195 人	153 人	2 人	602 人
比 率 (D / A)	2.0 %	7.0 %	2.3 %	5.0 %	0.3 %	3.1 %	
14 年 度	職 員 数 (A)	4,744 人	2,216 人	8,612 人	3,135 人	600 人	19,307 人
	成 績 特 昇 (B)	711 人	332 人	1,291 人	470 人	90 人	2,894 人
	比 率 (B / A)	15.0 %	15.0 %	15.0 %	15.0 %	15.0 %	15.0 %
	退 職 時 特 昇 (C)	119 人	44 人	148 人	144 人	12 人	467 人
	比 率 (C / A)	2.5 %	2.0 %	1.7 %	4.6 %	2.0 %	2.4 %
	初 任 給 短 縮 (D)	123 人	121 人	192 人	195 人	8 人	639 人
比 率 (D / A)	2.6 %	5.5 %	2.2 %	6.2 %	1.3 %	3.3 %	

9 職員手当の状況

職員には、基本給としての給料のほか、各職員の生活実態及び勤務条件の違い等を考慮して、各種の手当を支給しています。

主な手当は、次の表のとおりであり、おおむね国と同じ内容となっています。

なお、調整手当は、医師の採用を容易にするとともに、生計費の高い地域における生活状況を考慮して、また、特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に、その勤務の特殊性に基づき、それぞれ支給するものです。

- (1) 扶養手当

区 分	配 偶 者	配偶者以外の 扶養親族 のうち2人まで	扶養親族でない 配偶者を有する 職員の扶養親族 のうち1人	配偶者のない 職員の扶養親 族のうち1人	そ の 他 の 扶 養 親 族	満15歳に達する日後の最初の 年度初めから満22歳に達 する日以後の最初の年度末 までの子
愛媛県	13,500円	6,000円	6,500円	11,000円	5,000円	1人につき5,000円加算
国	13,500円	6,000円	6,500円	11,000円	5,000円	1人につき5,000円加算

(2) 調整手当

区 分	支 給 対 象 地 域	支 給 率	支 給 対 象 職 員 数	国 の 支 給 率	支 給 対 象 職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額
医 師		10%	32人	10%	602,169円
医 師 以 外	東 京 都 (特 別 区)	12%	27人	12%	
	大 阪 府 (大 阪 市)	10%	6人	10%	

注1 支給対象職員数は、平成16年4月1日現在の職員数です。

2 支給対象職員1人当たり平均支給年額は、平成15年度の実績によるものです。

(3) 住居手当

区 分	借 家 ・ 借 間 居 住 者		持 家 居 住 者	
愛 媛 県	全 額 支 給 限 度 額	11,000円	持 家 居 住 者	3,500円
	最 高 支 給 限 度 額	27,000円		
国	全 額 支 給 限 度 額	11,000円	新 築 ・ 購 入 から 5 年 間	2,500円
	最 高 支 給 限 度 額	27,000円		

(4) 通勤手当

区 分	交通機関利用者	交 通 用 具 使 用 者			
愛 媛 県	最長6箇月の定期 券等の価額による一 括支給 (一箇月当たりの支 給限度額60,000円)	片道5km未満	2,500円	片道50km以上55km未満	26,500円
		片道5km以上10km未満	4,900円	片道55km以上60km未満	28,800円
		片道10km以上15km未満	8,100円	片道60km以上65km未満	31,100円
		片道15km以上20km未満	10,400円	片道65km以上70km未満	33,400円
		片道20km以上25km未満	12,700円	片道70km以上75km未満	35,700円
		片道25km以上30km未満	15,000円	片道75km以上80km未満	38,000円
		片道30km以上35km未満	17,300円	片道80km以上85km未満	40,300円
		片道35km以上40km未満	19,600円	片道85km以上90km未満	42,600円
		片道40km以上45km未満	21,900円	片道90km以上95km未満	44,900円
		片道45km以上50km未満	24,200円	片道95km以上	47,200円
国	最長6箇月の定期 券等の価額による一 括支給 (一箇月当たりの支 給限度額55,000円)	片道5km未満	2,000円	片道50km以上55km未満	22,700円
		片道5km以上10km未満	4,100円	片道55km以上60km未満	23,600円
		片道10km以上15km未満	6,500円	片道60km以上	24,500円
		片道15km以上20km未満	8,900円		
		片道20km以上25km未満	11,300円		
		片道25km以上30km未満	13,700円		
		片道30km以上35km未満	16,100円		
		片道35km以上40km未満	18,500円		
		片道40km以上45km未満	20,900円		
		片道45km以上50km未満	21,800円		

(5) 特殊勤務手当

職員全体に占める手当支給職員数の割合	支給対象職員1人当たり平均支給年額	手 当 数	代 表 的 な 手 当 の 名 称	
			支 給 額 の 多 い 手 当	多 くの 職 員 に 支 給 さ れ て い る 手 当
55.4%	57,912 円	59	1 教員特殊業務手当 2 教育業務連絡指導手当 3 私服員が主として従事する犯罪予防若しくは捜査又は被疑者逮捕作業手当 4 夜間特殊作業手当 5 警ら作業手当	1 教員特殊業務手当 2 教育業務連絡指導手当 3 緊急業務処理作業手当 4 私服員が主として従事する犯罪予防若しくは捜査又は被疑者逮捕作業手当 5 死体取扱作業手当

注 支給対象職員1人当たり平均支給年額は、平成15年度の実績によるものです。

(6) 超過勤務手当

区 分	支 給 総 額	職員1人当たり平均支給年額
15 年 度	3,446,128 千円	181 千円
14 年 度	3,601,007 千円	189 千円

(7) 期末・勤勉手当

区 分	愛 媛 県		国
期 末 手 当	6 月 期	1.4 月分 (0.75月分)	1.4 月分 (0.75月分)
	12 月 期	1.6 月分 (0.85月分)	1.6 月分 (0.85月分)
	計	3.0 月分 (1.6 月分)	3.0 月分 (1.6 月分)
勤 勉 手 当	6 月 期	0.7 月分 (0.35月分)	0.7 月分 (0.35月分)
	12 月 期	0.7 月分 (0.35月分)	0.7 月分 (0.35月分)
	計	1.4 月分 (0.7 月分)	1.4 月分 (0.7 月分)
職制上の段階、職務の級等による加算措置		有	有

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、6月期と12月期の期末手当のうち、それぞれ0.2月分を勤勉手当に振り替えています。

2 ()内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

(8) 退職手当

区 分	愛 媛 県		国	
	自 己 都 合	勸 奨 ・ 定 年	自 己 都 合	勸 奨 ・ 定 年
勤 続 20 年	21.0 月分	28.0875月分	21.0 月分	28.0875月分
勤 続 25 年	33.75 月分	43.335 月分	33.75 月分	43.335 月分
勤 続 35 年	47.5 月分	60.99 月分	47.5 月分	60.99 月分
最 高 限 度 額	60.0 月分	60.99 月分	60.0 月分	60.99 月分
そ の 他 の 加 算 措 置	定年前早期退職者特例措置 (2%~20%加算)		定年前早期退職者特例措置 (2%~20%加算)	

1人当たり 平均支給額	公安職	314千円	28,608千円	
	教育職	2,916千円	28,772千円	
	その他	4,335千円	26,788千円	

注1 1人当たり平均支給額は、平成15年度の実績によるものです。

2 1人当たり平均支給額その他の欄は、公安職及び教育職を除くすべての職員に係るものです。

10 特別職の報酬等の状況

平成16年4月1日現在における特別職の職員の給料又は報酬月額及び期末手当の支給割合は、次の表のとおりです。

区 分	給料又は報酬月額	期 末 手 当
知 事	1,254,000円 (1,320,000円)	
副 知 事	959,500円 (1,010,000円)	6月期 1.6月分
出 納 長	836,000円 (880,000円)	12月期 1.7月分
議 長	921,500円 (970,000円)	計 3.3月分
副 議 長	826,500円 (870,000円)	
議 員	779,000円 (820,000円)	

注 給料又は報酬月額は、知事等の給与の特例に関する条例（平成14年愛媛県条例第5号）及び愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例（平成15年愛媛県条例第41号）に基づき5%減額した後の額であり、（ ）内は減額前の額を記載しています。

11 定員の状況

平成15年及び平成16年の各年の4月1日現在の部門別職員数の状況と平成16年の職員数の主な増減理由並びに定員適正化計画の数値目標及び進捗^{ちよく}状況は、次のとおりです。

(1) 部門別職員数の状況と平成16年の職員数の主な増減理由

(各年4月1日現在)

		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成15年	平成16年		
一般 行政 部門	議 会	36	36	0	
	総務企画	670	672	2	危機管理体制の強化
	税 務	189	191	2	市町村合併に伴う税務オンラインシステム変更業務の増
	民 生	361	353	8	市町村合併に伴う生活保護業務の減
	衛 生	605	602	3	医療技術大学開設準備業務の終了
	労 働	97	90	7	労政業務の効率化による減
	農 林 水 産	1,281	1,267	14	農業改良普及体制の効率化による減
	商 工	218	222	4	南予地域観光振興イベント開催業務の増
	土 木	1,079	1,061	18	公共事業の縮小に伴う減
	小 計	4,536 (5)	4,494 (8)	42 (3)	

特別	教 育	14,071	13,883	188	児童生徒数の減少による教職員の減
行政	警 察	2,704	2,740	36	警察官の増員
部門	小 計	16,775 (9)	16,623 (4)	152 (5)	
合 計		21,311 (14)	21,117 (12)	194 (2)	

注1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者及び派遣職員を含み、臨時又は非常勤の職員は含まれていません。

2 ()内は、再任用短時間勤務職員の数であり、外書きです。

3 この表は、従事する職務の部門ごとの職員の集計であり、前記4、7及び8の適用給料表ごとに集計した職員数とは一致しません。

4 一般行政部門には、知事の事務部局（愛媛県立医療技術大学及び愛媛県立医療技術短期大学を除く。）のほか、人事委員会、議会、監査委員及び地方労働委員会の事務部局が含まれています。

(2) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア 定員適正化目標（率・数）

平成14年度から平成17年度までの4年間で一般行政部門の職員数を2.0%（92人）削減する計画を、1年前倒しで達成しました。

イ 定員適正化手法の概要

スクラップ・アンド・ビルドの徹底、事務事業や組織・機構の整理合理化、アウトソーシングの推進、IT技術の積極的な活用、中長期的視点に立った計画的な職員採用などにより定員の縮減及び増員の抑制に努めました。

ウ 定員適正化計画の進捗状況（実績）

（各年4月1日現在）

	区 分	平成13年 (計画前年)	平成14年 (計画1年目)	平成15年 (計画2年目)	平成16年 (計画3年目)	計	(参考) 数 値 目 標
一般行政部門	減 員		86	96	80	262	
	増 員		70	62	38	170	
	差 引		16	34	42	92(100.0%)	92
	職員数	4,586	4,570	4,536	4,494	4,494	4,494

注1 計画期間は、平成14年度から平成17年度までの4年間でしたが、1年前倒しの3年間で数値目標を達成しました。

2 ()内の数値は、数値目標に対する進捗率を示すものです。

エ 定員適正化計画の進捗状況（実績）の内訳

（各年4月1日現在）

	区 分	平成13年 (計画前年)	平成14年 (計画1年目)	平成15年 (計画2年目)	平成16年 (計画3年目)	計	手法(事由)の概要
議 会	減 員		0	1	0	1	
	増 員		0	0	0	0	
	差 引		0	1	0	1	
	職員数	37	37	36	36	36	
一 総 務 企 画	減 員		31	20	9	60	(減員)
	増 員		22	10	11	43	広域文化交流業務の減等
	差 引		9	10	2	17	(増員)
	職員数	689	680	670	672	672	危機管理体制の強化等

政 府	税 務	減 員		0	4	0	4	(増員)
		増 員		5	0	2	7	市町村合併に伴う税務オンラインシステム変更業務の増等
		差 引		5	4	2	3	
		職員数	188	193	189	191	191	
	民 生	減 員		6	17	16	39	(減員)
		増 員		11	3	8	22	市町村合併に伴う生活保護業務の減等
		差 引		5	14	8	17	
		職員数	370	375	361	353	353	児童相談業務体制の強化等
	衛 生	減 員		6	11	10	27	(減員)
		増 員		13	18	7	38	医療技術大学開設準備業務の終了等
		差 引		7	7	3	11	
		職員数	591	598	605	602	602	廃棄物対策業務体制の強化
勞 働	減 員		1	3	7	11	(減員)	
	増 員		1	0	0	1	労政業務体制の効率化による減等	
	差 引		0	3	7	10		
	職員数	100	100	97	90	90		
農 林 水 産	減 員		26	24	16	66	(減員)	
	増 員		5	10	2	17	農業改良普及体制の効率化による減等	
	差 引		21	14	14	49		
	職員数	1,316	1,295	1,281	1,267	1,267	補助事業指導・監督体制の強化	
商 工	減 員		4	0	3	7	(減員)	
	増 員		11	21	7	39	工業技術研究体制の効率化による減等	
	差 引		7	21	4	32		
	職員数	190	197	218	222	222	南予地域観光振興イベント開催業務の増等	
土 木	減 員		12	16	19	47	(減員)	
	増 員		2	0	1	3	公共事業の縮小に伴う減等	
	差 引		10	16	18	44		
	職員数	1,105	1,095	1,079	1,061	1,061	土地開発公社派遣職員の増	

雑 報

平成16年9月14日付け裁決書

○公示送達

住所不明(ただし、住民票の住所 大阪府柏原市大字太平寺 818 番地の3) 村井 公男

住所不明(ただし、住民票の住所 京都府京都市北区紫竹西野山町44番地の5 杉山マンション 205号) 濱松 一郎

土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局(愛媛県土木部管理局用地課)において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第5項の規定により、平成16年10月14日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成16年9月28日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆三

